

公 示 日 : 2022 年 1 月 12 日 (水)

調達管理番号 : 21a01059

国 名 : コートジボワール

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : コートジボワール国産米振興プロジェクトフェーズ 2 (農業機械/収穫後処理)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農業機械/収穫後処理
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 3 月上旬から 2023 年 7 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 8.00、国内 1.35、合計 9.35
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 5 日、現地業務 75 日、国内整理 5 日
- ・ 第 2 次 国内準備 0 日、現地業務 75 日、国内整理 5 日
- ・ 第 3 次 国内準備 0 日、現地業務 45 日、国内整理 5 日
- ・ 第 4 次 国内準備 0 日、現地業務 45 日、国内整理 7 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 28% を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 12% を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2022年2月2日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2022年2月16日(水)までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務経験の分野	農業機械／収穫後処理に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	仏語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語（仏語ができればなお良い）。 注）英語のみならず仏語も資格認定書を有する場合は、仏語の認定書も添付すること。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」）は国土の大部分が熱帯モンスーン気候に属し、南部の平均降水量 1,600～2,200mm、月平均気温 25.0～28.3 度という恵まれた自然環境により農業生産のポテンシャルが高く、農業は GDP の 21%を占め、労働人口の 36%が従事している。生産される食用作物はヤマイモ・キャッサバ・コメ等多様にある中、コメだけが輸入に依存しており、国内消費量 275 万トン（2018 年）のうち、約 50%を輸入している¹。

コートジボワール政府は「国家開発計画」（2016 年～2020 年）の中で、「農業の競争力強化及び生産者の収益向上、食糧安全保障」を掲げている。また、国家農業投資計画（PNIA）フェーズ 2（2017-2025）が 2017 年 11 月に策定されており、GDP の 21%を占める農業を、競争力がありかつ持続可能な基幹産業として育成し、その発展の恩恵が広く共有されることを目指している。PNIA フェーズ 2 は、①一次産業の発展、②環境に配慮した生産システムの強化、③農業地域の発展や市民の福利を志向した包括的な成長を戦略的目標として掲げ、7 年間で 4.3 兆 FCFA（約 0.8 兆円）を同分野に投資する予定にしている。

特に稲作部門においては、2007-2008 年の国際的な食料価格高騰を背景に、2008 年に国家稲作振興戦略（SNDR）が策定され、2011 年にその改訂版「SNDR 2012-2020」を発表している。SNDR においては、「コメの自給達成及び輸出国への転換」というビジョンを掲げながら、①持続可能な国産米生産システムの確立、②国産米の付加価値化、③政策策定者、バリューチェーンアクター、及びアクター間の連携体制確立を柱に国産米振興に取り組んでいる。

このような状況下、JICA は 2014 年より国家コメセクター開発機構（ADERIZ）を C/P 機関として、技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト（PRORIL）」（2014 年～2020 年）を実施し、①稲作・精米技術の向上や②優良種子・クレジットといった投入へのアクセスの改善、③バリューチェーン関係者の連携強化、④国産米販売促進活動を通じた、コメ生産量及び販売量の増加に取り組んだ結果、対象農家の生産量及び販売量が 50%増加した。コートジボワール政府は、コメの自給達成に向けて、更なる国産米振興を促進が重要であるとの認識のもと、PRORIL の活動成果の拡大を図るため、技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ 2（PRORIL2）」を我が国に対し要請した。

更なる国産米の振興のためには、①精米業者・販売業者へのコメ集積を図るための金融サービスの拡充、②国産米の質の向上のための種子生産及び収穫後処理の改善とともに、③安定的な生産・収穫のための適切な農業機械の導入及びメンテナンス技術の向上や農業機械サービスの発展が必要であり、本プロジェクトでは、投資可能な国産米サプライチェーン（SC）の確立を通じて、コメの販売

¹ 以下、コメ需給データの出典は USDA : PS&D Online (2019)

量と質を向上させることを目的としている。

本専門家は、上記②の収穫後処理の改善及び③の農業機械化の導入・サービスの発展に貢献するものである。

(1) 「国産米振興プロジェクトフェーズ2 (PRORIL2)」の概要

- ① プロジェクト実施期間：2021年2月～2026年2月（5年間）
- ② プロジェクト目標：投資可能な²国産米サプライチェーン (SC) の確立を通じて、コメの販売量と質が向上する。
- ③ 期待される成果：
 - 成果1 最適化された農業金融サービスが国産米 SC に供給される。
 - 成果2 持続可能な農業機械サービスの体制が確立される。
 - 成果3 対象 SC の良質種子の生産・使用能力が向上する。
 - 成果4 対象農家、精米業者、流通業者の収穫後処理・品質管理技術が向上する。
 - 成果5 成果1～4を通じて確立された SC 強化にかかる活動が他の国産米 SC に広がる。
- ④ 対象地域：
 - 全国
- ⑤ 実施機関／カウンターパート機関
責任機関は、農業農村開発省 (MEMINADER)、実施機関は国家コメセクター開発機構 (ADERIZ) となる。
- ⑥ 本プロジェクトチームの人員構成
本プロジェクトは JICA 直営専門家 4 名（チーフアドバイザー（シャトル派遣）、農業機械アドバイザー（シャトル派遣）、コメバリューチェーン／マーケティング（2022 年 2 月より派遣予定）、業務調整員（2021 年 11 月～派遣中））で構成される。また、協力期間中に本専門家以外に複数名の短期専門家（種子生産／栽培、SHEP・キャパシティビルディング、農業金融、中小企業振興等）の派遣を予定している。

7. 業務の内容

持続的かつ質の高い農業機械サービスの仕組みの確立を行うとともに、対象国産米サプライチェーン (SC) 関係者の収穫後処理技術の向上、収穫後ロスの減少及び最終生産物の品質向上を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2022 年 4 月中旬～4 月下旬）

- ① 要請背景・内容、案件の機械化、収穫後処理支援に係る基本的な考え方を把握（要請書・関連報告書、詳細計画策定調査報告資料、前年度の農業機

² 英語では Bankable と表し、ここでは収益性が高くリスクが管理できる、即ち投資が可能な状態をさす。

械／収穫後処理の短期専門家の報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報)・分析する。

- ② 本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン(案)(英文または仏文)を作成し、JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所およびプロジェクトチームへ電子データで提出する。なお、ワークプラン(案)では、プロジェクトチームの一員として本専門家が求められている項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。
- ③ ワークプラン(案)については、農業機械・収穫後処理担当カウンターパート(C/P)、プロジェクト現地スタッフ(N/S)等の現地関係者とリモートによる意見交換、協議を行いつつ、十分な理解をえること。
- ④ JICA 経済開発部と現地業務前打合せを行う。

(2) 第1次現地業務期間(2022年5月上旬～7月下旬)

- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン(案)を修正・更新し、承認を得る。
- ② 2021 年度に選定された農業機械サービス業者³が、収穫期及び耕耘時期に対象地域の生産組合または農家に対して実施するオペレーション全体の側面支援サポートを行う。加えて、他の専門家と協力し、オペレーションのモニタリング(各オペレーターの日々の活動報告を含む)・分析・改善提案を包括的、効率的且つリアルタイムに行うため、モニタリング用紙の様式(紙ベースから、スマートフォンベースの Google Form もしくは同等のサーベイプラットフォームの活用等、将来的には既存アプリの適用、アプリの開発等を想定)を C/P、N/S と相談して作成するとともに、C/P、N/S、機械サービス業者の関係者に対してその使用方法に関するトレーニングを行う。
- ③ 他の専門家と協力しつつ、農家の圃場レベル(穂をぬらさないように収

³ 農業機械サービス業者は 9 社。それに国際農業開発基金(IFAD)との連携分(2社)を加え、通常は 11 社を対象に研修を行っているが、今後、数が増える可能性あり。選定基準は、良質のコメの販売業者のバリューチェーン上流に関わる農機サービス業者が対象。具体的には、まずは、比較的良好のコメを販売している販売事業者を特定。次に、その販売業者に精白米を卸している精米事業者、さらにその上流で粳を販売している農民組織があり、その農民組織にサービスを提供している(提供する予定)の**農機サービス業者**を特定。

穫する、乾燥の方法等）及び精米業者レベル（水分量の調整、精米機の適切な使用等）の、収穫後のそれぞれの対象支援アクターに対し、コメの品質向上のための活動全体の側面支援を行う。加えて、民間企業等との連携を通じた異物除去機械（石抜き機、色彩選別機等）の導入について検討、普及をすすめる。

- ④ IRRI、AfricaRice 等、関係機関との連携を通じた乾燥機の開発、普及をすすめる。
- ⑤ 第 2 次派遣で実施する講習会（農機サービス業者マネージャ、オペレーター、メカニック、精米業者等）のプログラム及び準備工程を C/P や N/S と共に策定する。また、研修教材の見直し・改訂を行う。
- ⑥ プロジェクト事務所内に設立するコメ品質検査ラボの稼働、検査実施体制強化をすすめる。
- ⑦ 生産者、農業機械サービス業者、精米業者等が金融機関の金融商品を活用する場合、金融担当の専門家（通年、シャトル派遣）と協力して側面支援を行う。
- ⑧ 日・アフリカ農業イノベーションセンター（AFICAT）⁴と本案件との協力、連携可能性について検討すると同時に、AFICAT 調査団の業務を支援する（主として農業機械関連情報全般、デモンストレーションに適した圃場、実証活動・ビジネスモデルのデータ等情報共有を想定。）。
- ⑨ 担当分野に係る現地活動報告書をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第 1 次現地業務結果報告書（英文または仏文・和文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

（3）第 1 次国内整理期間（2022 年 8 月上旬～8 月中旬）

- ① 現地業務から帰国後 1 週間以内を目途に、JICA 経済開発部に第 1 次現地業務結果報告書（和文）を提出し、進捗報告を行う。
- ② 必要に応じてワークプランを改訂し、JICA 経済開発部と打合せを行う。

（4）第 2 次現地派遣期間（2022 年 10 月上旬～12 月中旬）

- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新

⁴ 2019年のTICAD7において、官民が連携して実施する「アフリカ農業イノベーション・プラットフォーム構想」が発表され、「先進農業技術の導入」を推進することとしている。この実現に向けて「日・アフリカ農業イノベーションセンター（AFICAT）」の設置が予定されており、コートジボワールは候補国の一つとなっている。

し、承認を得る。

- ② 農業機械サービス業者、精米業者（経営者、精米機オペレーター）を対象とする講習会（それぞれ10名程度を対象とする）をそれぞれ実施する。
- ③ 収穫期（2022年11月頃から）における対象地域での、選定された農業機械サービス業者によるオペレーションの計画立案、および実施を側面支援する。
- ④ 第1次派遣で検討した農機サービスオペレーションのモニタリング情報の確認をC/P、N/Sと行き、適宜修正を行う。また、派遣期間中に得られた情報を元に初期的な分析を行い、C/P及びプロジェクトチームと共有する。
- ⑤ 収穫後のそれぞれの対象支援アクターに対し、コメの品質向上のための活動全体の側面支援を行う。
- ⑥ 上記⑤の収穫・収穫後処理・精米工程に関する機械オペレーションのモニタリング情報の確認をC/P、N/Sと行き、モニタリング用紙の様式の修正を適宜行う。また、派遣期間中に得られた情報を元に初期的な分析を行い、C/P及びプロジェクトチームと共有する。
- ⑦ 生産者、農業機械サービス業者、精米業者等が金融機関の金融商品の活用を希望する場合、金融担当の専門家と協力しての側面支援を継続する。
- ⑧ JICA コートジボワール事務所に第2次現地業務結果報告書（英文または仏文・和文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

（5） 第2次国内整理期間（2022年12月中旬～12月下旬）

- ① 現地業務から帰国後1週間以内を目途に、JICA 経済開発部に第2次現地業務結果報告書（和文）を提出し、進捗報告を行う。
- ② 必要に応じてワークプランを改訂し、JICA 経済開発部と打合せを行う。

（6） 第3次現地派遣期間（2023年1月上旬～2月中旬）

- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。
- ② 農業機械サービスの状況をモニタリングし、2023年乾季作に向け、栽培初期の耕耘を含んだ農期全体のオペレーションについてC/P、N/Sと共に農業機械サービス業者の計画立案および実施を側面支援する。
- ③ 第2次現地調査で実施した精米業者（経営者、精米機オペレーター）及び農家の圃場レベルのそれぞれの対象支援アクターに対し、コメの品質向上のための講習会（それぞれ10名程度を対象とする）を継続実施する

とともに、モニタリングを行う。収穫後のそれぞれの対象支援アクターに対し、コメの品質向上のための必要に応じた側面支援を行う。

- ④ 日・アフリカ農業イノベーションセンター（AFICAT）と本案件との協力、連携結果、今後の連携の可能性について提言する。
- ⑤ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第3次現地業務結果報告書（英文または仏文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

（7） 第3次国内整理期間（2022年2月下旬～3月上旬）

- ① 現地業務から帰国後1週間以内を目途に、第3次現地業務結果報告書（和文）を含む、業務進捗報告書を作成するとともに、JICA 経済開発部に進捗報告を行う。
- ② ワークプラン（案）を改訂し、JICA 経済開発部との現地業務打合せに参加する。

（8） 第4次現地派遣期間（2023年5月上旬～6月中旬）

- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。
- ② 農業機械サービスのオペレーションの状況をモニタリングし、実施のための側面支援を行うとともに、農業機械サービス業者のオペレーションについて、ワークショップや協議を通じてこれまでの活動を通して得られた問題点、成果、改善点等をまとめる。
- ③ 収穫後のそれぞれの対象支援アクターの活動をモニタリングし、コメの品質向上のための活動の側面支援を行うとともに、これまでの活動を通して得られたコメの品質向上に関する問題点、成果、改善点等をまとめる。
- ④ 上記②及び③について、その中での「官」の果たす役割(public goods)を整理し、それを実現するための人員体制・キャパシティニーズを取り纏め、ADERIZに改善提案を行う。

（9） 帰国後整理期間（2023年6月中旬～6月下旬）

- ① 担当分野の見地から PRORIL2 中間報告書（案）作成に協力する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る実施結果、進捗を報告する。
- ③ 専門家業務完了報告書（和文）を提出し、JICA 経済開発部に現地業務完了報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有することを目的とし、ワークプラン（案）（英文または仏文）を作成する。各現地渡航において、C/P やプロジェクトチームとの議論を深め、改訂を重ねること。英文または仏文 3 部（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書（簡易製本）

各現地業務終了時に、英文または仏文と和文を作成。提出部数は以下のとおり。

・英文または仏文：3部（C/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

・和文要約：2部（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所へ各1部）

(3) 専門家業務完了報告書

2023年6月30日(金)までに提出。

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（英文または仏文及び和文）を提出し、報告する。

英文または仏文：3部（C/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

和文：2部（JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

なお、簡易製本と併せて、電子データも提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アビジャン⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

現時点でコートジボワール入国時に隔離期間は、不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容：プロジェクトが実施します。

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舍手配：便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：必要に応じ、通訳の備上を行う。

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び一部同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ (TEL:03-5226-8414) にて配付します。

・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ1終了時評価報告書 (和文) (2018年7月)

・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査報告書 (和文) (2019年10月)

・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ2 農業機械／収穫後処理担当専門家報告書

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程 (2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則 (2021年

3月31日版)」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル : 「配付依頼 : 情報セキュリティ関連資料」

・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを予定していません。

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致し

ます。

以上